

福祉こども総室
＜上北地方福祉事務所＞

1 生活保護

(1) 被保護世帯

管内の月平均被保護世帯数は、平成19年度の886世帯から増加傾向にあり、特に平成20年度～21年度、平成21年度～平成22年度の増加傾向は顕著であったが、平成22年度～平成23年度は一転して横ばい傾向となった。

生活保護の開始件数はさほど減少してはいないが、死亡による廃止件数が増加しているのが横ばいの原因である。

平成22年度～平成23年度の町村別の被保護世帯数は、東北町・横浜町で増加傾向となっており、高齢者アパートへの他管内からの転入が主たる増加要因となっている。

① 年度別月平均被保護世帯数（単位：世帯数）

区分 年度	世帯数	指数	対前年度比
平成19年度	886	100.0	
平成20年度	920	103.8	103.8
平成21年度	981	110.7	106.6
平成22年度	1,058	119.4	107.8
平成23年度	1,060	119.6	100.2

② 町村別被保護世帯数（単位：世帯数）

区分 町村名	世帯数	対前年度比
野辺地町	256	97.3
七戸町	212	95.9
六戸町	91	101.1
横浜町	87	106.1
東北町	295	104.6
六ヶ所村	119	98.3
計	1,060	100.2

ア 平成23年度の被保護世帯を「世帯類型別」にみると高齢単身世帯の構成比が、平成19年度46.1%から2.2ポイントの増加、その他世帯の構成比が平成19年度4.3%から5.6%と1.3ポイント増加している。

逆に、傷病・障害世帯の単身世帯は、平成19年度39.1%から3.0ポイント減少しているのが目立つ。

① 世帯類型別年度別月平均被保護世帯数（単位：世帯数）

年度	区分	高齢			母子	傷病・障害			その他		
		単身	2人以上	合計		単身	2人以上	合計	単身	2人以上	合計
	平成19年度	409	60	469	34	240	107	347	20	18	38
	平成20年度	436	64	500	36	234	106	340	25	20	45
	平成21年度	466	69	535	37	240	115	355	31	23	54
	平成22年度	507	72	579	40	250	127	377	34	28	62
	平成23年度	511	69	580	38	251	131	382	35	24	59
内 訳	野辺地町	124	19	143	10	58	31	89	7	9	16
	七戸町	106	10	116	11	48	30	78	8	1	9
	六戸町	40	8	48	1	25	12	37	5	0	5
	横浜町	48	5	53	1	21	8	29	2	2	4
	東北町	143	21	164	9	69	35	104	9	8	17
	六ヶ所村	51	7	58	7	30	16	46	4	4	8

イ 「労働力類型別」にみると、「常用」が平成19年度の3.8%から0.8ポイント減少、「その他」が平成19年度の3.2%から2.8ポイント減少しているのが目立つ。

一方、「世帯員が働いている」は平成19年度の2.7%から0.6ポイント増加している。

② 労働力類型別年度別月平均被保護世帯数（単位：世帯数）

年度	区分	働いている者がいる世帯					世帯員働	無稼働
		世帯主が働いている				計		
		常用	日雇	内職	その他			
	平成19年度	34	1	3	28	66	24	798
	平成20年度	34	3	3	28	67	23	830
	平成21年度	31	4	2	32	68	31	882
	平成22年度	31	5	1	30	67	36	955
	平成23年度	32	2	2	24	60	35	964
内 訳	野辺地町	12	0	0	1	13	10	232
	七戸町	12	1	0	6	19	6	187
	六戸町	3	1	0	4	8	4	80
	横浜町	0	0	0	1	1	3	83
	東北町	4	0	1	9	14	10	271
	六ヶ所村	1	0	0	3	4	2	112

(2) 被保護人員

月平均の被保護人員数は、平成19年度から増加傾向にあり、平成20年度～平成21年度及び平成21年度～平成22年度の増加が顕著であったが、平成22年度～平成23年度は、わずかではあるが減少に転じている。

町村別に見ると、横浜町・東北町の増加が顕著で、他の町村は減少している。

当該町村は、高齢者住宅が立地しており、他管内からの転入による申請が多いことも増加の一因となっている。

① 年度別月平均被保護人員（単位：人）

年度	区分	世帯数	指数	対前年度比
平成19年度		1,219	100.0	
平成20年度		1,253	102.8	102.8
平成21年度		1,334	109.4	106.5
平成22年度		1,437	117.9	107.7
平成23年度		1,425	116.9	99.2

② 町村別月平均被保護人員（平成23年度 単位：人）

町村名	区分	人員数	対前年度比
野辺地町		350	97.5
七戸町		282	94.3
六戸町		122	98.4
横浜町		111	108.8
東北町		394	102.9
六ヶ所村		166	97.1
計		1,425	99.2

(3) 保護率

管内の月平均の保護率は、平成19年度から平成22年度まで上昇傾向にあったが、平成23年度はほぼ横ばいとなった。

町村別では、いずれの町村も上昇傾向にあるが、特に東北町、野辺地町の上昇傾向が顕著である。

① 町村別保護率（単位：‰ 人口千人対）

町村名	年度	19	20	21	22	23
野辺地町		20.6	21.8	23.5	25.4	24.8
七戸町		14.6	16.0	17.0	17.4	17.0
六戸町		9.1	9.8	10.7	12.2	12.0
横浜町		20.8	19.1	19.9	21.2	22.9
東北町		15.4	16.0	17.7	20.2	20.8
六ヶ所村		13.1	13.6	14.6	15.7	15.0
管内		15.4	16.1	17.4	18.9	18.8
県		17.3	18.0	19.2	20.8	21.7
国		12.1	12.5	13.8	15.2	

(4) 保護の申請・開始・廃止の状況

保護の申請件数は、平成19年度より増加し、平成21年度に大幅に増加したが、平成22年度、平成23年度はやや落ち着いてきている。

平成22年度～平成23年度にかけては、東北町、七戸町の申請数の増加が目立つ。

保護の開始件数は、申請数の増加と連動しており平成21年度に増加が顕著であったが、平成22年度、平成23年度は落ち着いてきている。

一方廃止件数は、平成22年度、平成23年度に80件を数え、死亡廃止が目立ってきている。

① 年度別生活保護申請、決定状況及び廃止状況（単位：件）

年度 \ 区分	申請件数	開始件数	却下件数	取下件数	廃止件数
平成19年度	143	97	35	11	58
平成20年度	159	100	29	30	48
平成21年度	198	127	49	22	50
平成22年度	141	102	25	14	86
平成23年度	161	111	29	21	83

・ 決裁日ベースでの集計である。

(5) 保護費の状況

平成23年度における保護費の支出総額は、約20億400万円であり、平成22年度が約20億700万円であることから、ほぼ横ばいとなっている。支出総額のうち、医療扶助は48.1%となっており高い比重を占めている。

区 分	生活扶助	住宅扶助	教育扶助	介護扶助	医療扶助	出産扶助	生業扶助	葬祭扶助	施設事務費	計
野辺地町	166,040,432	44,971,739	2,297,413	2,200	1,807,642	3,500	1,027,981	791,416	14,311,641	231,253,964
七戸町	137,226,107	24,475,678	1,468,606	0	2,017,713	0	1,483,434	158,220	8,199,631	175,029,389
六戸町	66,130,419	10,859,277	604,123	0	701,195	0	740,614	564,360	8,636,210	88,236,198
横浜町	55,749,674	6,592,290	389,935	14,000	1,363,170	321,100	221,472	195,300	9,350,594	74,197,535
東北町	199,953,471	43,410,388	2,454,102	570,770	5,173,543	0	1,647,652	1,151,779	18,276,594	272,638,299
六ヶ所村	87,084,240	12,293,928	1,141,561	18,500	1,200,043	0	1,352,031	385,869	7,501,340	110,977,512
小 計	712,184,343	142,603,300	8,355,740	605,470	12,263,306	324,600	6,473,184	3,246,944	66,276,010	952,332,897
支払基金 支払分					983,979,600.0					983,979,600.0
国保連 支払分				105,534,891						105,534,891
合 計	712,184,343	142,603,300	8,355,740	106,140,361	996,242,906.0	324,600	6,473,184	3,246,944	66,276,010	2,041,847,388.0

2 障害者（児）福祉

(1) 身体障害者手帳所持状況

平成24年3月31日現在における上十三地域管内の身体障害者手帳所持者は、市部 4,327 人、郡部 3,802 人で、そのうち、児童は、市部 84 人、郡部 49 人となっている。

手帳所持者を障害種別でみると、肢体不自由が全体の 58.5%と最も多く、次いで内部障害の 27.2%、聴覚・平衡機能障害 7.1%、以下視覚障害、音声・言語機能障害の順となっている。

なお、身体障害者手帳交付等に係る全ての業務は青森県障害者相談センターで実施している。

平成24年3月31日現在（単位、人、%）

区分 市町村名	身体障 害(児) 者数 (B)	障 害 別									
		視 覚		聴覚・平衡機能		音声・言語機能		肢体不自由		内 部	
		人数 (C)	割合 (C/B)	人数 (D)	割合 (D/B)	人数 (E)	割合 (E/B)	人数 (F)	割合 (F/B)	人数 (G)	割合 (G/B)
十和田市	2,609	159	6.0	176	6.7	17	0.7	1,478	56.7	779	29.9
三沢市	1,718	107	6.2	106	6.2	11	0.6	991	57.7	503	29.3
野辺地町	685	56	8.2	42	6.1	8	1.1	372	54.3	207	30.2
七戸町	861	46	5.3	62	7.2	8	0.9	540	62.7	205	23.8
六戸町	504	33	6.5	34	6.7	7	1.4	320	63.5	110	21.8
横浜町	301	21	7.0	17	5.6	1	0.3	188	62.5	74	24.6
東北町	996	57	5.7	91	9.1	8	0.8	623	62.6	217	21.8
六ヶ所村	455	39	8.6	48	10.5	8	1.8	245	53.8	115	25.3
市部計	4,327	266	6.1	282	6.5	28	0.6	2,469	57.1	1,282	29.6
町村計	3,802	252	6.6	294	7.7	40	1.1	2,288	60.2	928	24.4
管内計	8,129	518	6.4	576	7.1	68	0.8	4,757	58.5	2,210	27.2

別紙2 障害別・等級別身体障害者手帳交付者数

市町村名	視覚障害							聴覚・平衡機能障害							音声・言語機能障害					肢体不自由							内部障害					合計							
	1	2	3	4	5	6	計	1	2	3	4	5	6	計	1	2	3	4	計	1	2	3	4	5	6	計	1	2	3	4	計	1	2	3	4	5	6	計	
十和田市	児	1	0	0	1	0	0	2	0	2	1	0	0	3	6	0	0	0	0	0	13	6	1	6	1	1	28	5	0	5	0	10	19	8	7	7	1	4	46
	者	60	31	13	12	21	20	157	6	45	29	22	1	67	170	0	2	11	4	17	421	372	212	312	95	38	1,450	512	7	80	170	769	999	457	345	520	117	125	2,563
三沢市	児	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	2	3	0	0	0	0	0	12	7	2	3	2	1	27	5	0	1	1	7	18	7	3	5	2	3	38
	者	37	27	14	8	10	10	106	3	21	20	21	1	37	103	1	0	9	1	11	239	232	158	229	79	27	964	334	4	66	92	496	614	284	267	351	90	74	1,680
市部計	児	2	0	0	1	0	0	3	0	2	1	1	0	5	9	0	0	0	0	0	25	13	3	9	3	2	55	10	0	6	1	17	37	15	10	12	3	7	84
	者	97	58	27	20	31	30	263	9	66	49	43	2	104	273	1	2	20	5	28	660	604	370	541	174	65	2,414	846	11	146	262	1,265	1,613	741	612	871	207	199	4,243
野辺地町	児	0	1	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	1	4	1	0	0	1	2	4	2	0	1	0	1	8
	者	24	9	6	5	5	6	55	0	16	7	8	0	10	41	0	0	6	2	8	91	97	49	94	24	13	368	143	2	31	29	205	258	124	99	138	29	29	677
七戸町	児	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	5	1	2	0	1	0	9	0	0	1	1	2	5	1	4	1	1	0	12
	者	19	10	0	3	5	9	46	1	12	9	5	0	34	61	0	0	6	2	8	114	126	89	134	47	21	531	136	4	28	35	203	270	152	132	179	52	64	849
六戸町	児	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	2	0	0	0	0	0	4	2	0	0	0	0	6	0	0	0	0	0	4	3	0	0	0	0	8
	者	12	6	0	6	5	4	33	1	7	6	6	0	12	32	0	0	5	2	7	99	83	39	70	14	9	314	79	1	16	14	110	191	97	66	98	19	25	496
横浜町	児	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1
	者	7	3	3	2	3	3	21	2	6	2	4	0	3	17	0	0	0	1	1	55	39	25	41	14	13	187	46	2	8	18	74	110	50	38	66	17	19	300
東北町	児	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	2	0	0	0	0	0	1	3	0	0	1	0	5	3	0	1	2	6	4	4	1	2	1	1	13
	者	21	22	2	1	5	6	57	3	22	14	15	0	35	89	0	0	7	1	8	160	129	107	148	54	20	618	158	0	22	31	211	342	173	152	196	59	61	983
六ヶ所村	児	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	2	0	1	0	0	6	1	0	0	0	1	4	2	0	1	0	0	7
	者	15	9	4	2	4	5	39	0	14	7	10	0	17	48	0	0	5	3	8	53	60	37	61	20	8	239	81	1	14	18	114	149	84	67	94	24	30	448
上北郡計	児	0	1	0	0	0	0	1	0	3	1	0	0	2	6	0	0	0	0	0	17	8	2	1	2	1	31	5	0	2	4	11	22	12	5	5	2	3	49
	者	98	59	15	19	27	33	251	7	77	45	48	0	111	288	0	0	29	11	40	572	534	346	548	173	84	2,257	643	10	119	145	917	1,320	680	554	771	200	228	3,753
合計	児	2	1	0	1	0	0	4	0	5	2	1	0	7	15	0	0	0	0	0	42	21	5	10	5	3	86	15	0	8	5	28	59	27	15	17	5	10	133
	者	195	117	42	39	58	63	514	16	143	94	91	2	215	561	1	2	49	16	68	1,232	1,138	716	1,089	347	149	4,671	1,489	21	265	407	2,182	2,933	1,421	1,166	1,642	407	427	7,996
	計	197	118	42	40	58	63	518	16	148	96	92	2	222	576	1	2	49	16	68	1,274	1,159	721	1,099	352	152	4,757	1,504	21	273	412	2,210	2,992	1,448	1,181	1,659	412	437	8,129

(2) 特別障害者手当・障害児福祉手当・経過的福祉手当の状況

日常生活において常時介護を要する在宅の障害者(児)を対象に支給される特別障害者手当等の受給者は、平成24年3月31日現在で、特別障害者手当122人、障害児福祉手当46人、経過的福祉手当3人となっている。

平成24年3月31日現在(単位:人)

項目 町村名	障害児福祉手当						特別障害者手当					経過的福祉手当		
	申請処理状況				資格喪失	年度末受給者数	申請処理状況				資格喪失	年度末受給者数	資格喪失	年度末受給者数
	申請件数	認定	却下	未処理			申請件数	認定	却下	未処理				
野辺地町	3	2	1	0	1	9	6	5	1	0	2	19	0	0
七戸町	1	1	0	0	0	13	3	2	1	0	9	38	0	0
六戸町	0	0	0	0	0	7	0	0	0	0	3	13	0	0
横浜町	0	0	0	0	0	1	2	2	0	0	2	6	0	0
東北町	2	2	0	0	2	11	15	13	2	0	10	37	0	1
六ヶ所村	0	0	0	0	0	5	3	2	1	0	8	9	0	2
計	6	5	1	0	3	46	29	24	5	0	34	122	0	3

(3) 愛護手帳交付状況

知的障害者に対し、一貫した指導、相談を行うとともに、これらの対象者に対する各種の援護をうけやすくするため、愛護手帳を交付している。

管内における平成24年3月31日現在の愛護手帳交付者は、児童（18歳未満）については288人、大人（18歳以上）については1,282人となっている。

なお、愛護手帳の交付等に係る全ての業務は青森県障害者相談センターで実施している。

平成24年3月31日現在（単位：人）

区分 町村名	手帳交付者数		計
	18歳未満	18歳以上	
十和田市	98	398	496
三沢市	76	212	288
野辺地町	21	139	160
七戸町	23	120	143
六戸町	12	78	90
横浜町	7	57	64
東北町	31	180	211
六ヶ所村	20	98	118
合計	288	1,282	1,570

(4) 心身障害者扶養共済加入状況

心身障害者の保護者の相互扶助の精神に基づき、将来、独立して自活することが困難な障害者の経済的保障を行う制度で、管内の加入者は78人、年金受給者は67人となっている。

平成24年4月1日現在（単位：人）

区分 地区名	心身障害者扶養共済加入状況				年金受給者
	知障	身障	その他	計	
十和田市	25	10	2	37	18
三沢市	8	2	1	11	20
上北郡 (おいらせ町を除く)	26	4	0	30	29
合計	59	16	3	78	67

(5) 管内の指定障害福祉サービス事業所等の状況

平成18年4月から障害者自立支援法による障害福祉サービスが提供されている。

平成24年4月1日現在

障害福祉サービスの種類	十和田市	三沢市	野辺地町	七戸町	六戸町	横浜町	東北町	六ヶ所村	計
居宅介護	14	5	1	3	2	1	4	1	31
重度訪問介護	13	4	1	3	2	1	4	1	29
行動援護	2	3	0	1	1	1	1	1	10
同行援護	1	2	0	3	0	0	0	0	6
児童デイサービス	3	2	0	0	0	0	0	0	5
生活介護	5	1	1	4	0	0	3	1	15
短期入所	1	0	1	5	0	1	3	1	12
共同生活介護	2	1	0	2	0	0	2	1	8
施設入所支援	1	0	1	3	0	0	3	1	9
自立訓練（生活訓練）	2	1	0	1	0	0	1	0	5
就労移行支援	1	2	2	2	0	0	1	0	8
就労継続支援A型	3	0	0	0	0	0	1	0	4
就労継続支援B型	8	2	2	2	0	0	2	1	17
共同生活援助	4	2	0	4	0	0	1	1	12
相談支援	1	2	0	2	0	0	2	1	8
計	61	27	9	35	5	4	28	10	179

3 老人福祉

(1) 高齢人口等

上十三地区内における65歳以上の高齢人口は、平成24年2月1日現在で47,012人、高齢化率は25.19%になっており、県平均の25.75%より0.56ポイント低くなっている。市町村別に見ると、三沢市が県内で最も低く、十和田市は3番目に低くなっている。町村部は28.11%と県平均を上回っており、中では横浜町が30.82%と最も高くなっている。

一人暮らし老人は6,568人（十和田市2,998人、三沢市1,190人、町村部2,380人）となっており、高齢化の急速な進展と、これに伴う老人福祉に対するニーズの増大により、今後、老人福祉施策の多様化とともに、老人福祉サービスの量的拡充が一層進むものと推測される。また、施設福祉サービスと在宅福祉サービスのバランスのとれた老人福祉施策が必要となっている。

ア 管内市町村別老人（65歳以上）人口と一人暮らし老人の状況

平成24年2月1日現在（単位：人、%）

市町村名	区分 総人口A (人)	65歳以上人口		75歳以上人口		一人暮らし老人	
		総数B	割合B/A	総数C	割合C/A	総数D	割合D/B
十和田市	65,662	16,337	24.88	8,332	12.69	2,998	18.35
三沢市	42,251	8,544	20.22	4,548	10.76	1,190	13.93
野辺地町	14,724	4,223	28.68	2,221	15.08	702	16.62
七戸町	17,618	5,394	30.62	2,997	17.01	443	8.21
六戸町	10,585	3,000	28.34	1,657	15.65	282	9.40
横浜町	5,104	1,573	30.82	845	16.56	292	18.56
東北町	19,578	5,608	28.64	3,182	16.25	437	7.79
六ヶ所村	11,122	2,333	20.98	1,280	11.51	224	9.60
市部計	107,913	24,881	23.06	12,880	11.94	4,188	16.83
町村計	78,731	22,131	28.11	12,182	15.47	2,380	10.75
管内計	186,644	47,012	25.19	25,062	13.43	6,568	13.97
青森県	1,390,428	358,027	25.75	186,415	13.41	36,496	10.19

イ 管内市町村の老人（65歳以上）人口、一人暮らし老人の推移

基準日は各年度2月1日（単位：人、％）

区分 市町村名	総人口A	65歳以上人口		75歳以上人口		一人暮らし老人	
		総数B	割合B/A	総数C	割合C/A	総数D	割合D/B
平成7年度	201,619	31,027	15.39	11,531	5.72	2,296	7.40
平成12年度	200,980	38,184	19.00	14,610	7.27	3,871	10.14
平成18年度	194,944	44,016	22.58	20,309	10.42	6,647	15.10
平成19年度	192,541	44,765	23.25	21,437	11.13	6,845	15.29
平成20年度	190,791	45,669	23.94	22,431	11.76	6,869	15.04
平成21年度	189,091	46,281	24.48	23,431	12.39	6,309	13.63
平成22年度	187,980	46,441	24.71	24,414	12.99	6,089	13.11
平成23年度	186,644	47,012	25.19	25,062	13.43	6,568	13.97

（２） 管内市町村の支援

市町村が開催する市町村地域ケア会議等において、高齢者やその家族の多様化したニーズに対応するため、保健・医療・福祉等の各種サービスの総合的な調整を推進し、適切なサービス提供が図られるよう必要な助言を行っている。

また、管内市町村間の福祉サービスの均衡に配慮し、広域的な観点から情報提供や助言指導を行うとともに、各計画の見直しも支援している。

（３） 在宅老人福祉

介護保険制度が施行後、在宅の要介護（要支援）高齢者に対しては、介護保険事業者による各種介護保険サービスが提供され、介護を必要としない高齢者に対しては、市町村が、要介護状態に陥ったり、状態が悪化しないようにする介護予防施策や地域支え合い事業等を実施してきたところである。

今後は、介護保険法の改正に伴い、地域支援事業として、これまで市町村が実施してきた介護予防事業等を継続、あるいは見直し・拡充し、事業の積極的な実施について市町村地域ケア会議等を通じて助言していく必要がある。

（４） 老人福祉施設

ア 管内市町村内では、平成24年4月1日現在、養護老人ホーム1か所（定員70人）、軽費老人ホーム（ケアハウス）2か所（定員計60人）が設置されている。

※ なお、特別養護老人ホームについては、平成12年4月1日より介護保険制度の施行に伴い、措置利用から希望者と施設側との契約利用となっている。

イ 老人福祉センター等の平成24年4月1日現在の設置状況は、老人福祉センター（特A型）3か所、老人憩の家3か所、在宅介護支援センター30か所となっている。

管内の老人福祉施設の状況

平成24年4月1日現在

種 別	市町村名								
	十和田市	三沢市	野辺地町	七戸町	六戸町	横浜町	東北町	六ヶ所村	計
養護老人ホーム					1				1
軽費老人ホーム	1						1		2
老人福祉センター（特A型）				1			1	1	3
老人憩の家	1					2			3
在宅介護支援センター	8	5	2	4	3	1	4	3	30

管内介護保険事業所数

平成24年4月1日現在

事業種別	十和田市	三沢市	野辺地町	七戸町	六戸町	横浜町	東北町	六ヶ所村	計
訪問介護	21	6	5	5	2	2	9	2	52
訪問入浴介護	4	4	2	1	2	1	2	2	18
訪問看護	14	13	4	3	4	1	5	1	45
訪問リハビリテーション	5	7	1	2	1		3	1	20
居宅療養管理指導	36	22	10	10	5	3	10	2	98
通所介護	11	7	3	3	4	2	6	3	39
通所リハビリテーション	5	1	3	1			1		11
短期入所生活介護	3	5	2	3	1	1	2	1	18
短期入所療養介護	5	1	4	1					11
特定施設入所者生活介護		2			1				3
福祉用具貸与	9	1	1	1			1		13
特定福祉用具販売	8	1	1	1			1		12
居宅介護支援	21	10	7	7	4	3	11	3	66
介護老人福祉施設	3	2	1	2	1	1	2	1	13
介護老人保健施設	4	1	2	1					8
介護療養型医療施設	1		1						2
介護予防訪問介護	20	6	5	5	2	2	10	2	52
介護予防訪問入浴介護	4	2	1	1	1	1	1		11
介護予防訪問看護	14	12	4	3	4	1	5	1	44
介護予防訪問リハビリテーション	5	7	1	2	1		3	1	20
介護予防訪問居宅療養管理指導	35	22	9	11	5	3	10	2	97
介護予防通所介護	12	7	3	3	4	2	7	3	41
介護予防通所リハビリテーション	4	1	3	2			1		11
介護予防短期入所生活介護	3	5	1	3	1	1	2	1	17
介護予防短期入所療養介護	5	1	4	1					11
介護予防特定施設入居者生活介護		2			1				3
介護予防福祉用具貸与	9	1	1	1			1		13
特定介護予防福祉用具販売	8	1	1	1			1		12
介護予防支援	1	1	1	1	1	1	1	1	8
認知症対応型通所介護	1	1		1			1		4
小規模多機能型居宅介護		3		1			3		7
認知症対応型共同生活介護	10	6	3	3	4	2	5	1	34
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護		3						1	4
介護予防認知症対応型通所介護		1		1			1		3
介護予防小規模多機能型居宅介護		3		1			3		7
介護予防認知症対応型共同生活介護	9	6	3	3	4	2	5	1	33

4 児童福祉

(1) 児童相談

児童相談については、原則としてこども相談課（児童相談所）が対応しているが、福祉事務所（福祉調整課、保護課）も要保護児童及び児童虐待通告の受付機関であること、並びに児童福祉施設のうち助産施設及び母子生活支援施設（母子寮）への入所措置権限があることから、その限りにおいて児童相談に対応している。

(2) 保育所及び児童館

保育所及び児童館の入所については、市町村の事務であるが、適正な運営を確保するため、福祉調整課で指導監査を実施している。

ア 施設の設置及び入所状況等

平成24年4月1日現在上十三管内には、保育所73か所、児童館11か所が設置されている。

イ 保育所の整備及び入所状況

管内の保育所の状況は、平成24年4月1日現在73か所、定員4,892人で、管内の入所率（入所現員／保育定員）は99.9%となっている。

ウ 平成23年の学齢前児童数の状況は、昭和60年からのデータのある町村部で比較した場合、昭和60年度対比38.7%と減少してきている。市も含めた数値についても毎年減少しており、平成12年度対比で74.3%となっている。

学齢前児童数の推移

(単位：人)

区分 市町村名	学 齢 前 児 童 数							
	S 6 0	H 2	H 7	H 1 2	H 2 0	H 2 1	H 2 2	H 2 3
十和田市	-	-	-	3,754	3,625	3,483	2,921	2,878
三 沢 市	-	-	-	3,266	2,808	2,676	2,678	2,598
野辺地町	1,589	1,149	893	741	600	597	574	569
七 戸 町	950	663	572	548	679	678	675	652
十和田湖町	552	377	346	298	-	-	-	-
六 戸 町	956	820	603	678	442	541	431	433
横 浜 町	562	324	313	262	178	171	175	182
上 北 町	834	686	565	541	-	-	-	-
東 北 町	1,111	754	642	562	859	826	823	797
天間林村	837	563	456	408	-	-	-	-
六ヶ所村	999	970	714	689	648	630	616	618
市 計	-	-	-	7,020	6,433	6,159	5,599	5,476
町 村 計	8,390	6,306	5,104	4,727	3,406	3,443	3,294	3,251
管内合計	8,390	6,306	5,104	11,747	9,839	9,602	8,893	8,727
(参考)県合計	126,214	102,119	90,417	86,761	66,477	67,018	61,930	

- ※1 十和田湖町は十和田市、上北町は東北町、天間林村は七戸町とそれぞれ合併した。
 2 平成8年以前の十和田市、三沢市のデータなし。

保育所等整備状況

設置及び入所状況等一覧表

(平成24年4月1日現在)

区分	学 齡 前 児 童 数 A	整備状況						普 及 率 D/A	入所現員												入所率		
		公立施設		民間施設		計			公立施設				民間施設				計				公立	民間	計
		数	定員 B	数	定員 C	数	定員 D		3才 未満	3才	4才 以上	計 E	3才 未満	3才	4才 以上	計 F	3才 未満	3才	4才 以上	計 G	E/B	F/C	G/D
十和田市	2,878			22	1,540	22	1540	53.5%				0	631	327	636	1,594	631	327	636	1,594	0.0%	103.5%	103.5%
三沢市	2,598	1	100	17	987	18	1,087	41.8%	32	26	58	116	449	182	388	1019	481	208	446	1,135	116.0%	103.2%	104.4%
野辺地町	569			4	325	4	325	57.1%				0	125	58	123	306	125	58	123	306	0.0%	94.2%	94.2%
七戸町	652			6	530	6	530	81.3%				0	182	105	202	489	182	105	202	489	0.0%	92.3%	92.3%
六戸町	433			3	210	3	210	48.5%				0	118	52	114	284	118	52	114	284	0.0%	135.2%	135.2%
横浜町	182	1	70	1	60	2	130	71.4%	15	13	28	56	25	12	21	58	40	25	49	114	80.0%	96.7%	87.7%
東北町	797			13	710	13	710	89.1%		1		1	244	131	273	648	244	132	273	649	0.0%	91.3%	91.4%
六ヶ所村	618	5	360			5	360	58.3%	89	60	139	288	16	6	6	28	105	66	145	316	80.0%	0.0%	87.8%
計	8,727	7	530	66	4,362	73	4,892	56.1%	136	100	225	461	1,790	873	1,763	4,426	1,926	973	1,988	4,887	87.0%	101.5%	99.9%
H23.4.1 管内合計	8,893	7	530	65	4,285	72	4,815	48.7%	137	98	226	461	1,743	869	1,711	4,323	1,880	967	1,937	4,784	87.0%	100.9%	99.4%

*広域入所については、住所地のある市町村に計上

(3) 特別児童扶養手当

平成24年4月1日現在の管内市町村の受給者数は302人となっている。また、支給対象児童数は、1級が142人、2級が174人の合計316人であり、これを障害別にみると、知的障害者の1級が60人（19.0%）、知的障害の2級が139人（44.0%）外部障害の1級が70人（22.2%）、外部障害の2級が8人（2.5%）、内部障害の1級が12人（3.8%）、内部障害の2級が27人（8.5%）などとなっている。

特別児童扶養手当受給者数及び支給対象児童数

平成24年4月1日現在（単位：人）

区分	受給者数	児童数			左の障害別児童の内訳															
					外部障害		内部障害		知的障害		知的障害 精神障害		精神障害		旧区分				重複障害	
		1級	2級	計	1級	2級	1級	2級	1級	2級	1級	2級	1級	2級	1級	2級	1級	2級	1級	2級
市町村																				
十和田市	103	46	66	112	21	1	5	8	6	18	5	29	0	0	9	10	0	0	0	0
三沢市	91	40	53	93	15	6	6	8	4	9	10	16	1	4	4	10	0	0	0	0
野辺地町	20	10	11	21	7	1	0	1	1	3	2	5	0	0	0	1	0	0	0	0
七戸町	27	14	13	27	7	0	1	2	1	5	2	5	0	1	3	0	0	0	0	0
六戸町	14	9	5	14	8	0	0	1	1	2	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0
横浜町	6	3	3	6	2	0	0	0	1	2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
東北町	30	13	17	30	4	0	0	5	3	5	4	4	0	3	2	0	0	0	0	0
六ヶ所村	10	7	6	13	6	0	0	2	1	0	0	3	0	1	0	0	0	0	0	0
市計	193	86	119	205	36	7	11	16	10	27	15	45	1	4	13	20	0	0	0	0
町村計	109	56	55	111	34	1	1	11	8	17	8	19	0	5	5	2	0	0	0	0
管内計	302	142	174	316	70	8	12	27	18	44	23	64	1	9	18	22	0	0	0	0
県計	2635	1187	1542	2729	480	59	80	238	377	403	113	481	12	245	98	98	1	18	26	0

5 母子及び寡婦福祉

(1) 母子及び寡婦相談

母子及び寡婦世帯に対して、経済的自立の助成と生活意欲の助長を図るための母子・寡婦福祉資金の貸付と生活の安定と向上を図るため生活一般等の相談・指導を行っている。

平成23年度の相談件数は879件であり、相談別では、「生活援護」738件(84.0%)で、うち母子・寡婦福祉資金が722件(97.8%)を占めており、次いで「生活一般」131件(14.9%)、「児童」10件(1.1%)となっている。

母子・寡婦福祉相談状況（各年度の総数）相談内容

		年度	19	20	21	22	23
生活一般	住 宅		8	6	10	6	1
	医 療 ・ 健 康		13	20	16	23	15
	家 庭 紛 争		5	3	2	1	0
	就 労		60	118	115	123	88
	結 婚		0	0	0	0	1
	内 職		0	0	0	0	0
	養 育 費		8	12	12	12	11
	借 金		8	8	9	4	7
	そ の 他		1	25	8	13	8
	小 計		103	192	172	182	131
児 童	養 育		15	7	18	17	8
	教 育		6	7	5	1	0
	非 行		0	0	0	0	1
	就 職		6	2	5	4	1
	そ の 他		4	7	1	2	0
	小 計		28	23	29	24	10
経 済 活 支 援 援 護	母 子 福 祉 資 金		629	759	713	875	722
	寡 婦 福 祉 資 金		7	15	5	10	3
	公 的 年 金		2		1		0
	児 童 扶 養 手 当		8	7	6	0	1
	生 活 保 護		5	5	4	4	1
	税		1	1	1	2	3
	そ の 他		6	29	5	1	8
	小 計		658	816	735	892	738
そ の 他	売 店 設 置 (25 条)						
	た ば こ 販 売 (26 条)				1		
	母 子 世 帯 向 公 営 住 宅 (27 条)						
	母 子 福 祉 施 設 の 利 用						
	母 子 生 活 支 援 施 設 (38 条)			2			
	小 計		0	2	1	0	0
	合 計		789	1,033	937	1098	879

(十和田市及び三沢市を含む)

(2) 母子及び寡婦福祉資金貸付状況

23年度の母子福祉資金の貸付総額は、前年度より15.3%減少し、45,705,000円となっている。そのうち児童の修学に関わる修学資金、就学支度資金が貸付額全体の72.6%を占めている。

また、寡婦福祉資金の貸付総額は、前年度より40%減の612,000円となっている。

平成23年度

	母子福祉資金貸付状況						寡婦福祉資金貸付状況					
	新規分		継続分		合計		新規分		継続分		合計	
	人員	金額	人員	金額	人員	金額	人員	金額	人員	金額	人員	金額
事業開始資金												
事業継続資金												
修学資金	19	8,132,000	59	25,050,000	78	33,182,000	0	0	1	612,000	1	612,000
高校（一般）分	10	2,436,000	36	8,448,000	46	10,884,000	0	0	0	0	0	0
専修（一般）分	2	1,440,000	6	3,282,000	8	4,722,000	0	0	0	0	0	0
高専・大学（一般）分	4	2,358,000	8	5,070,000	12	7,428,000	0	0	1	612,000	1	612,000
高校（特別）分	1	260,000	1	324,000	2	584,000	0	0	0	0	0	0
専修（特別）分	2	1,638,000	3	3,240,000	5	4,878,000	0	0	0	0	0	0
高専・大学（特別）分	0	0	5	4,686,000	5	4,686,000	0	0	0	0	0	0
技能習得資金	5	3,283,000	0	0	5	3,283,000	0	0	0	0	0	0
修業資金	2	423,000	0	0	2	423,000	0	0	0	0	0	0
就職支度資金	1	80,000	0	0	1	80,000	0	0	0	0	0	0
医療介護資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
生活資金	3	1,440,000	0	0	3	1,440,000	0	0	0	0	0	0
住宅資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
転宅資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
就学支度資金	28	7,297,000	0	0	28	7,297,000	0	0	0	0	0	0
小・中学校分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
高校分	10	1,283,000	0	0	10	1,283,000	0	0	0	0	0	0
私立高校分	7	1,394,000	0	0	7	1,394,000	0	0	0	0	0	0
専修分	5	2,790,000	0	0	5	2,790,000	0	0	0	0	0	0
高専分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
国立大学分	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0
私立大学分	3	1,550,000	0	0	3	1,550,000	0	0	0	0	0	0
修業施設分	3	280,000	0	0	3	280,000	0	0	0	0	0	0
結婚資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
児童扶養資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
特例児童扶養資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	58	20,655,000	59	25,050,000	117	45,705,000	0	0	1	612,000	1	612,000

(3) 母子・寡婦福祉資金貸付金償還状況

管内の平成23年度の母子福祉資金の現年度の償還率は、調定額 43,266,439 円に対し収入済額 39,623,316 円で 91.6%、寡婦福祉資金の償還率は、調定額 941,550 円に対し収入済額は 941,550 円で 100.0%となっている。過年度分の償還率は母子福祉資金 9.8%、寡婦福祉資金 9.0%といずれも低く、市部に償還協力員を配置するなど、収入未済の解消に向けて取り組んでいる。

平成23年度

市町村別		現年度				過年度				計			
		調定額	収入済額	収入未済額	償還率	調定額	収入済額	収入未済額	償還率	調定額	収入済額	収入未済額	償還率
母子福祉資金	元金	43,266,439	39,623,316	3,643,123	91.6%	35,589,515	3,474,336	32,115,179	9.8%	78,855,954	43,097,652	35,758,302	54.7%
	利子	8,500	8,500	0	100.0%	83,204	9,715	73,489	11.7%	91,704	18,215	73,489	19.9%
	管内計	43,274,939	39,631,816	3,643,123	91.6%	35,672,719	3,484,051	32,188,688	9.8%	78,947,658	43,115,867	35,831,791	54.6%
	県計	265,830,126	232,465,453	33,364,673	87.5%	226,162,280	22,680,940	203,481,340	10.0%	491,992,406	255,146,393	236,846,013	51.9%

市町村別		現年度				過年度				計			
		調定額	収入済額	収入未済額	償還率	調定額	収入済額	収入未済額	償還率	調定額	収入済額	収入未済額	償還率
寡婦福祉資金	元金	941,550	941,550	0	100.0%	1,145,881	103,002	1,042,879	9.0%	2,087,431	1,044,552	1,042,879	50.0%
	利子	0	0	0	-	0	0	0	-	0	0	0	-
	管内計	941,550	941,550	0	100.0%	1,145,881	103,002	1,042,879	9.0%	2,087,431	1,044,552	1,042,879	50.0%
	県計	6,176,206	5,656,729	519,477	91.6%	8,521,014	390,169	8,130,845	4.6%	14,697,220	6,046,898	8,130,845	41.1%

(4) 児童扶養手当の支給状況

平成24年4月1日現在の管内町村の受給者は921人となっている。また、管内支給対象児童数は1,368人であり、これを支給事由別にみると、離婚が1,209人(88.4%)、未婚の母が113人(8.3%)、父又は母死亡が35人(2.6%)、父又は母障害が7人(0.5%)等となっている。

※児童扶養手当事務について、市部の事務は14年8月から市に事務委譲された。

児童扶養手当受給者数及び支給対象児童数(上段：母子世帯、下段：父子世帯)

平成24年4月1日現在(単位：人)

区分 町村名	受給者数		児童数	支給事由別児童数					
		その他 (養育者等)		離婚	死亡	障害	遺棄	未婚	その他
野辺地町	177	0	279	231	7			22	
	11			16	3				
七戸町	174	1	294	243	2	2		20	
	20			25	2				
六戸町	95	2	156	122	4		2	17	
	9			10	1				
横浜町	52		90	58	2	5		15	
	7			10					
東北町	200		347	252	2			27	2
	47			60	4				
六ヶ所村	111	2	202	160	8			12	
	13			22					
管内町村計	809	5	1,368	1,209	35	7	2	113	2
	107								

6 婦人保護

婦人保護とDV防止法

売春防止法の規定に基づき実施されている婦人保護事業の一分野であり、売春対策の一環として、社会的観点から買売春構造に取り込まれている女性の保護と自立援助を行うことを目的として婦人相談員が配置されている。

平成13年10月13日には、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）」が施行になり、平成14年4月から福祉事務所が「配偶者暴力相談支援センター」として位置づけられ、婦人相談員等がDV相談支援を行っている。

平成16年12月に、配偶者からの暴力の定義の拡大や保護命令制度の拡充を盛り込んだ、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律」が施行され、また、平成19年7月の2度目の改正で、直接的な身体的暴力だけでなく、生命や身体に対する脅迫を受けた場合にも、保護命令の申し立てができるなど支援内容が拡大されている。

配偶者からの暴力の被害者に適当な宿泊先がなく、緊急に保護することが必要と認められるなどの場合には、一時保護のため、女性相談所に移送している。

(1) 婦人保護相談

(単位:件)

年 度	区 分	入所相談	生活相談	求職相談	子 供 の 相 談	離婚問題	家庭紛争	そ の 他	計
19	来所・訪問	6	8	6	0	9	24	2	55
	電 話	1	14	0	2	7	14	1	39
20	来所・訪問	0	6	1	1	25	6	4	43
	電 話	1	7	1	2	37	12	8	68
21	来所・訪問	2	7	0	1	6	10	5	31
	電 話	0	10	1	3	12	11	10	47
22	来所・訪問	0	2	0	0	0	8	4	14
	電 話	0	10	8	1	4	10	6	39
23	来所・訪問	4	0	0	0	4	12	4	24
	電 話	0	1	2	0	4	12	3	22

(2) DV防止法に関する相談

年 度	相談延べ件数 (単位:件)	相談実人員 (単位:人)
19年度	37	8
20年度	26	10
21年度	41	12
22年度	23	11
23年度	34	18 (1) ※

※()内は男性からの相談

7 指導監査等

(1) 福祉各法施行事務に関する指導監査

管内の市町村に対し、事務実施体制の確保や積極的な福祉施策の推進、適正な費用徴収事務の実施を図るため、毎年実施している。(児童扶養手当・特別児童扶養手当は隔年実施。)

法別	対象数	実施計画(A)	実施結果(B)	実施率(B/A:%)
児童福祉法(保育事務)	8	8	8	100.0
障害者自立支援法・身体障害者福祉法・知的障害者福祉法・児童福祉法(障害児関係)	8	8	8	100.0
児童扶養手当・特別児童扶養手当	8	3	3	100.0

(2) 社会福祉法人及び社会福祉施設の指導監査実施状況

社会福祉法人及び社会福祉施設の運営が社会福祉法、社会福祉関係各法などに基づき、運営管理、会計経理、利用者(児)処遇等が適正に行われているか、指導監査要綱を定め、原則として年1回実施している。

当県民局では、2以上の所管区域にわたる区域を対象とする事業を行うなどのいわゆる大型法人以外の法人及び施設を対象としている。

なお、特別養護老人ホーム及び障害者支援施設等については、それぞれ介護保険法及び障害者自立支援法に基づく実地指導等を行うこととしている。

	対象数	実施計画(A)	実施結果(B)	実施率(B/A:%)
社会福祉法人	68	36	36	100.0(100.0)

※市町村社会福祉協議会(8カ所)を含む。

施設種別	対象数	実施計画(A)	実施結果(B)	実施率(B/A:%)
特別養護老人ホーム	8	0	0	—
軽費老人ホーム	1	1(1)	1(1)	100.0
保育所(休止中の1カ所を除く)	58	58(30)	58(30)	100.0(100.0)
児童厚生施設(休止中の2カ所を除く)	11	2	2	100.0
乳児院	1	1(1)	1(1)	100.0
知的障害児施設	1	1(1)	1(1)	100.0
障害者支援施設	5	0	0	—
知的障害者更生施設	1	0	0	—
知的障害者授産施設	6	0	0	—
計	92	63(33)	63(33)	100.0(100.0)

※()は書面指導監査件数であり、再掲としている。

(3) 介護サービス事業者等の指導実施状況

介護サービス事業者等に対し、介護サービス利用者の利益保護、介護給付等対象サービスの質の確保及び保険給付の適正化を図る観点から、指導要綱を定め、実地指導等を実施している。

介護老人福祉施設及び介護老人保健施設については、原則として4年に1回実施しており、居宅サービス事業所については、必要に応じて実施している。

営利法人が運営する介護サービス事業所については、平成20年度から23年度までの4年間で全事業所に対して書面監査を実施することとしており、平成23年度は12事業所について実施した。

また、介護サービス事業者の業務管理体制の整備に関する検査を概ね6年に1回実施することとなり、平成23年度は11事業者について実施した。

事業種別	対象数	実施計画 (A)	実施結果 (B)	実施率 (B/A:%)
訪問介護	39	0	0	—
訪問入浴介護	9	0	0	—
訪問看護	39	0	0	—
訪問リハビリテーション	18	0	0	—
居宅療養管理指導	95	0	0	—
通所介護	26	0	0	—
通所リハビリテーション	7	0	0	—
短期入所生活介護	8	0	0	—
短期入所療養介護	8	0	0	—
特定施設入所者生活介護	1	0	0	—
福祉用具貸与	13	0	0	—
特定福祉用具販売	12	0	0	—
居宅介護支援	49	0	0	—
介護老人福祉施設	8	0	0	—
介護老人保健施設	5	1	1	100.0
介護療養型医療施設	2	0	0	—
介護予防訪問介護	39	0	0	—
介護予防訪問入浴介護	7	0	0	—
介護予防訪問看護	39	0	0	—
介護予防訪問リハビリテーション	18	0	0	—
介護予防居宅療養管理指導	93	0	0	—
介護予防通所介護	26	0	0	—
介護予防通所リハビリテーション	8	0	0	—
介護予防短期入所生活介護	7	0	0	—
介護予防短期入所療養介護	8	0	0	—
介護予防特定施設入居者生活介護	1	0	0	—
介護予防福祉用具貸与	13	0	0	—
特定介護予防福祉用具販売	12	0	0	—
計	610	1	1	100.0

(4) 指定障害福祉サービス事業者等の指導実施状況

障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業者等に対し、利用者の利益保護、支援内容の質の確保及び介護給付費支給の適正化を図る観点から、指導要綱を定め、実地指導を実施している。

施設入所支援及び旧法施設支援については、原則として2年に1回実施しており、その他のサービスについては、原則として3年に1回実施している。

事業種別	対象数	実施計画(A)	実施結果(B)	実施率(B/A:%)
居宅介護	28	8	5	62.5
重度訪問介護	27	6	4	66.6
行動援護	11	1	1	100.0
児童デイサービス	4	0	0	—
生活介護	10	2	2	100.0
短期入所	11	2	2	100.0
共同生活介護	6	0	0	—
施設入所支援	6	1	1	100.0
自立訓練(生活訓練)	4	0	0	—
就労移行支援	4	1	1	100.0
就労継続支援(A型)	2	1	1	100.0
就労継続支援(B型)	8	5	5	100.0
共同生活援助	9	1	1	100.0
相談支援	7	0	0	—
旧法施設支援	11	4	4	100.0
計	148	32	27	84.3

※ 居宅介護が実施計画8に対し実施結果5、重度訪問介護が実施計画6に対し実施結果4となったのは、いずれもサービス提供の実績がなく、実施指導を中止したためである。